

令和 7 年 5 月 1 2 日

建設消防委員会

上下水道部お客さまサービス課

水道料金の債権放棄について

1. 趣 旨

水道料金の未払金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を行い、それでも支払いがない場合には給水停止措置を行うことで、料金の徴収に努めている。

しかし、破産により免責決定がされた者、法人が事業を休止し再開の見込みがない者、転居・転出の届出がなく退居し所在不明の者等については、回収が困難である。

これらの債権について、令和 7 年 3 月 21 日に開催した上下水道部債権処理検討庁内委員会において、債権放棄妥当との検討結果を受け、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄した。

2. 放棄年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日

3. 適用条項 浜松市債権管理条例第 1 2 条第 1 項各号

4. 放棄債権の内訳

(参考)

放 棄 理 由	人 数	件 数	金 額	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
破産による免責	12 人	29 件	74,224 円	64,096 円	110,463 円	123,530 円
法人の事業休止	12 人	26 件	65,690 円	55,771 円	161,732 円	43,940 円
所在不明等	156 人	280 件	606,622 円	352,868 円	648,366 円	2,064,558 円
少額	138 人	209 件	320,976 円	264,425 円	260,558 円	820,855 円
その他(※)	223 人	385 件	1,175,118 円	1,025,672 円	1,012,132 円	1,242,171 円
計	541 人	929 件	2,242,630 円	1,762,832 円	2,193,251 円	4,295,054 円

(※) 2 年の時効期間が満了した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の時効期間 5 年に合わせ債権放棄したもの。